

未成年者の受診についてのお願い

当院では、未成年者が外来を受診される際には、保護者（または委任を受けた成人の親族）法律上の代理人の付き添いをお願いしております。やむを得ず保護者の方が同伴できない場合には、電話での診療の確認、説明や同意をお願いすることがありますので、必ずご連絡が取れるようにご配慮ください。

ご連絡の取れない場合や診療の内容によりましては、担当医の判断により、診療をお断りさせていただく場合があります。後日改めて同伴でご来院していただきますようお願いいたします。

◆ 付き添いが必要な理由

- ① 疾患の状態、病歴、治療中の病気や服用している薬の有無確認のため
- ② 内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認するため
- ③ 避けられないリスクが伴う処置や処方薬の副作用等への理解と適切な判断を仰ぐため
- ④ 診療の方針を決定する際、保護者の方の判断や同意が必要なため
- ⑤ 採血や注射などを含む検査・処置への同意のため

《以上を踏まえた当院の方針》

○ 中学生以下の方

必ず保護者（または委任を受けた成人の親族）法律上の代理人の付き添いが必要です。

○ 中学卒業後の 15 歳から 18 歳未満までの方

- ① 受診することを保護者が知っているか本人に尋ねます。
- ② 保護者が知らなければ、診察前に本人から保護者に連絡するようにお願いします。
- ③ 診察後、保護者への報告を本人に行ってもらうように伝えます。
- ④ 重要な意思決定は職員から保護者に連絡いたします。

ただし、保険証の被保険者（本人）の方は除きます。

※ 継続受診で初回受診時に保護者の同意が得られている場合はこの限りではありません

緊急時（すぐに適切な処置を行なわいと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断し、治療を開始いたします。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、安全・安心な医療提供の取り組みのためご理解とご協力のほどお願い申し上げます。



医療法人社団 石鎚会

三山木中央クリニック